

登米市農業委員会告示第 4 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、登米市農業委員会が定める別段の面積を下表のとおり定めたので告示する。

平成 31 年 3 月 27 日

登米市農業委員会
会長 高橋 清範

1. 農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用

設 定 区 域	別段の面積
登米市のうち登米町・ 東和町の区域	40 アール
登米市のうち津山町の区域	30 アール

2. 農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用

設 定 区 域	別段の面積
空き家に付属した農地 (登米市空き家に付属した農地の 別段の面積取扱規程により農業 委員会が指定した農地に限る)	0.01 アール

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。